

京都市告示第494号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	上鳥羽南部経44号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町49番地の3地先 同町78番地地先		
2	久世150号線	南区久世大藪町180番地の1地先 同町182番地の34地先		
3	川島経215号線	西京区川島玉頭町57番地の3地先 同町57番地の12地先		
4	松尾山田経72号線	西京区山田中吉見町1番地の23地先 同町1番地の15地先		
5	石田経36号線	伏見区石田森南町51番地の1地先 同町46番地の31地先		
6	久我経115号線	伏見区久我御旅町9番地の59地先 同町7番地の46地先		
7	久我緯109号線	伏見区久我東町2番地の7地先 同町2番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)